

介護保険 訪問看護利用料金（非課税）

（2024.6.1～）

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I-1・時間内	3,206円	321円	642円	962円	314	1回につき 20分未満	314単位
訪問看護 I-2・時間内	4,809円	481円	962円	1,443円	471	1回につき 30分未満	471単位
訪問看護 I-3・時間内	8,403円	841円	1,681円	2,521円	823	1回につき 30分以上1時間未満	823単位
訪問看護 I-4・時間内	#####	1,152円	2,304円	3,456円	1,128	1回につき 30分以上1時間30分未満	1,128単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,002円	301円	601円	901円	294	リハビリ 20分	294単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,003円	601円	1,201円	1,801円	588	リハビリ 40分 294単位×2	
訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	8,117円	812円	1,624円	2,436円	795	リハビリ 60分 265単位×3	265単位
特別管理加算 I (1か月に1回)	5,105円	511円	1,021円	1,532円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1か月に1回)	2,553円	256円	511円	766円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	2,593円	260円	519円	778円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	4,104円	411円	821円	1,232円	402		
複数名訪問看護加算 II (30分未満)	2,052円	206円	411円	616円	201	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	4,104円	411円	821円	1,232円	317		
長時間訪問看護加算	3,063円	307円	613円	919円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算 I	4,104円	411円	821円	1,232円	350	退院又は退所した日に新規で訪問看護を提供した場合に算定	
初回加算 II	3,063円	307円	613円	919円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定	
退院時共同指導加算	6,126円	613円	1,226円	1,838円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定	
緊急時訪問看護加算 I	5,861円	587円	1,173円	1,759円	574	1か月につき1回算定	
ターミナルケア加算	#####	2,553円	5,105円	7,658円	2,500	死亡月に1回算定	

- * PT…理学療法士 OT…作業療法士 ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分まで。
- * 療法士による訪問かつ緊急時加算の算定が無い場合、8単位/回減算となります。
- * 緊急時訪問看護加算、ターミナル加算、夜・朝、深夜加算は24時間体制にあるステーションが算定することができます。
- * 夜間・早朝 25%増し：午前6時～午前8時、午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
- * 深夜 50%増し：午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。
- * 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

<利用料負担の計算方法>

$$\text{単位数} \times 10.21 \times \text{利用者負担割合} = \text{利用者負担額(小数点以下切り上げ)}$$

介護保険 予防訪問看護利用料金 (非課税)

(2024.6.1～)

サービス内容	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	サービス提供時間	基本単位
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I -1・時間内	3,094円	310円	619円	929円	303	1回につき 20分未満	303単位
訪問看護 I -2・時間内	4,605円	461円	921円	1,382円	451	1回につき 30分未満	451単位
訪問看護 I -3・時間内	8,107円	811円	1,622円	2,433円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
訪問看護 I -4・時間内	11,129円	1,113円	2,226円	3,339円	1,090	1回につき 30分以上1時間30分未満	1,090単位
訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	2,900円	290円	580円	870円	284	リハビリ 20分	284単位
訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	5,799円	580円	1,160円	1,740円	568	リハビリ 40分 294単位×2	
訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)	4,349円	435円	870円	1,305円	426	リハビリ 60分 265単位×3	265単位
特別管理加算 I (1か月に1回)	5,105円	511円	1,021円	1,532円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1か月に1回)	2,553円	256円	511円	766円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	2,593円	260円	519円	778円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	4,104円	411円	821円	1,232円	402		
複数名訪問看護加算 II (30分未満)	2,052円	206円	411円	616円	201	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	
(30分以上)	4,104円	411円	821円	1,232円	317		
長時間訪問看護加算	3,063円	307円	613円	919円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算 I	4,104円	411円	821円	1,232円	350	退院又は退所した日に新規で訪問看護を提供した場合	
初回加算 II	3,063円	307円	613円	919円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定	
退院時共同指導加算	6,126円	613円	1,226円	1,838円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定	
緊急時訪問看護加算 I	5,861円	587円	1,173円	1,759円	574	1か月につき1回算定	

- * PT…理学療法士 OT…作業療法士 ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分まで。
- * 療法士による訪問かつ緊急時加算の算定が無い場合、8単位/回減算となります。
- * 療法士による訪問が12か月を超えている場合、5単位/回減算となります。
- * 緊急時訪問看護加算、ターミナル加算、夜・朝、深夜加算は24時間体制にあるステーションが算定することができます。
- * 夜間・早朝 25%増し: 午前6時～午前8時、午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算され
- * 深夜 50%増し: 午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。
- * 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

＜利用料負担の計算方法＞

$$\text{単位数} \times 10.21 \times \text{利用者負担割合} = \text{利用者負担額(小数点以下切り上げ)}$$